第１５編　漁　場　編

第１章　魚　礁

第１節　適　　用

1．適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（魚礁）における魚礁工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2．適用規定

本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）全国漁港漁場協会　漁港・漁場の施設の設計参考図書　　（2023 年版）

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第３節　魚 礁 工

魚礁工の施工については、第 4 編第 5 章第 24 節魚礁工の規定による。

第４節　雑　　工

雑工の施工については、第 4 編第 5 章第 28 節雑工の規定による。

第2章　増殖場、養殖場

第1節　適　　用

1. 適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（増殖場、養殖場）における浚渫工、土捨工、増殖場工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、埋立工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（公社）全国漁港漁場協会　漁港・漁場の施設の設計参考図書　　（2023 年版）

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節　浚渫工

浚渫工の施工については、第 13 編第 1 章第 3 節浚渫工の規定による。

第4節　土捨工

土捨工の施工については、第 4 編第 5 章第 4 節土捨工の規定による。

第5節　増殖場工

増殖場工の施工については、第 4 編第 5 章第 25 節増殖場工の規定による。

第6節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第 4 編第 5 章第 5 節海上地盤改良工の規定による。

第7節　基礎工

基礎工の施工については、第 4 編第 5 章第 6 節基礎工の規定による。

第8節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第 4 編第 5 章第 7 節本体工（ケーソン式）の規定による。

第9節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第 4 編第 5 章第 8 節本体工（ブロック

式）の規定による。

第10節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（場所打式）の規定による。

第11節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第12節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定による。

第13節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定による。

第14節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第13節本体工（鋼杭式）の規定による。

第15節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定による。

第16節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

第17節　上 部 工

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

第18節　消 波 工

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

第19節　埋 立 工

埋立工の施工については、第13編第1章第5節埋立工の規定による。

第20節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

第21節　雑　　工

雑工の施工については、第4編第5章第28節雑工の規定による。